平成２６年（フ）第９０号
千葉県茂原市東郷1049番地１　モンパレスＣ棟101号
債務者　石渡　和男
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
千葉県君津市南子安４丁目８番23号
債務者　近藤　明美
１　決定年月日時　平成27年１月23日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１１９号
富山県高岡市鷲北新76番地３
債務者　岸川　　隆
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第３７１号
石川県河北郡内灘町字向陽台１丁目331番地仕明様方、従前の住所石川県河北郡内灘町白帆台１丁目318番地
債務者　三上千加子
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３８９号
金沢市四十万町北イ103番地
債務者　松本　達也
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３９３号
金沢市小立野３丁目７番15号　ミナミハイツ102号、従前の住所金沢市寺町２丁目10番５号
債務者　大橋硝子建材こと　大橋　陸男
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第３９４号
金沢市小立野３丁目７番15号　ミナミハイツ102号、従前の住所金沢市寺町２丁目10番５号
債務者　大橋　眞澄
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第２号
長野県茅野市ちの978番地３　メゾン寺島ⅡＡ101号
債務者　欠端久美子（旧姓玉沢）
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第９号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴1639番地１
債務者　原田　孝治
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０７号
三重県伊賀市東高倉2225番地
債務者　坂口　元保
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２５９号
大津市南郷４丁目３番５号
債務者　北川　成子
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９２号
滋賀県甲賀市水口町貴生川２丁目100番地一205号、前住所大阪市中央区久太郎町１丁目１番７－504号
債務者　横山　　彰
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０８号
滋賀県草津市西渋川１丁目２番11－404号
債務者　島次　文彦
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３号
大津市比叡辻１丁目22番19号　ビラ比叡202
債務者　内藤　良子
１　決定年月日時　平成27年１月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３９号
鳥取県鳥取市永楽温泉町509番地　永楽マンション204号、旧住所鳥取県鳥取市立川町５丁目381番地４　稲葉山マンション206号
債務者　山本　幸枝
１　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９７９号
広島市西区楠木町１丁目16番４－210号
債務者　下東　廣子
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９９４号
広島県東広島市西条町郷曽363番地26　ハムレットコミューンＧ棟301号
債務者　市川ひろみ
１　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
広島地方裁判所民事第４部